

2007

1

No.96



広報 二がわ

発行 古座川町役場総務課 電話(代)0735-72-0180

新年 賀 謹



新年のご挨拶

古座川町長 奥根 公平



明けましておめでとうござい
ます。皆様方には明るい新
春をお迎えのことと心よりお
喜び申し上げます。

新しい年を迎え、日本経済
の回復が伝えられております
が、当地方にも景気回復の波
が押し寄せて来る事を期待し
たいと思います。

昨年は学校でのいじめや自
殺の問題などの暗いニュース
が多々ありましたが、今年
は明るい年であることを祈って
おります。

私たちの町は自然が豊かで
昨年は多くのメディアが訪れ
ました。中でもNHKはハイ
ビジョン特集を組んで清流古
座川と鮎をテーマとして撮影

されました。
今年3月に全
国にむけて放
映される予定
であり、楽し
みにお待ち下
さい。

今年第二
次合併が話題
となる年でも
あります。国
が進める市町
村合併の特例
等に関する法
律が平成22年
3月で期限と
なります。県
の進めるこの
合併を受け入
れるのか、再
び単独町政の道を選ぶのか、
その決断の年でもあります。

町村合併は国が進める合理化
であり、平成の合併で消えた
町村の数は1,520であり、
約6割の町村が減少いたしま
した。

ご存知のとおり、国の財政
が悪化し世界でも有数の負債
を抱える国となりました。今
そのしわ寄せが私たちの地方
自治体に大きく押し寄せてい
るのであります。地方交付税
は税収の多い時は24億円ほど
でありましたが、18年度は約
17億円とおよそ7億円も少
くなりました。交付税が減つ
ても健全財政を維持しつつ、
行政サービスを下げず現状維
持の努力を続けています。

町では熊野交通が撤退した
後も低料金でふるさとバスを
運行し、町民の交通の確保に
努めています。また、診療所
への通院についても無料で送
迎をしております。

国が補助金を打ち切った福
祉事業等についても町の努力
で存続している事業もござい
ます。また、古座川町単独の
山村対策事業にも力を入れ、

特に飲料水の確保には80%と
いう高額の補助を出しており
ます。

町民の強い要望を受けてい
る火葬場については、今年
是非着手したいと考えており
ます。

この町は古くから農業と林
業で栄えた町であり、農林業
にその活路を求めるときでは
ないでしょうか。産業振興委
員の方々が示してくれた町の
特産品である柚子、千両、し
きみのうち平成18年中にし
きは3ヘクタール、千両は16
アールの作付面積を増やすこ
とができました。柚子に次ぐ
1億円産業の誕生に期待した
と思います。

豊かな自然と共に、農林業
の発展と皆様方の益々のご健
勝とご多幸を祈念申し上げて
新年のご挨拶と致します。

古座川町消防団出初式を盛大に開催しました

新春恒例の式典「古座川町
消防団出初式」が1月4日
(木)中谷享輔消防団長以下81
名の消防団員と古座消防署員
が参加し役場前駐車場で盛大
に開催されました。

前田稔三尾川分団長の指揮
により式典をとり行った後、
分列行進で近くの河川敷に移
動し、団員らが水しぶきを浴
びながら一斉放水による水の
アーチを披露しました。

なお、式典では次の団員が
表彰されました。(敬称省略)
和歌山県消防協会総裁表彰
(勤続20年)

- 三嶋 忠 (三尾川分団)
- 松下 健生 (高池分団)
- 和歌山県消防協会会車妻支部
長表彰

- 上地 薫 (七川分団)
- 向井 一郎 (高池分団)
- 洞 達也 (高池分団)
- 引地 正 (明神分団)

- 谷口 和良 (明神分団)
- 野端 美和子 (三尾川分団)
- 松尾 守修 (七川分団)
- 石田 茂 (七川分団)

- 團長表彰
- 濱野 量 (七川分団)
- 羽山 英樹 (高池分団)
- 北 真吾 (高池分団)
- 大石 正一 (明神分団)
- 岩本 寿一 (三尾川分団)
- 岡田 智 (三尾川分団)
- 日下 俊郎 (三尾川分団)
- 永樂 明子 (三尾川分団)

出張確定申告相談のお知らせ

新宮税務署では、例年の出
張相談を次の日程で行います。
公的年金受給者の申告相談及
びサラリーマンの還付申告相
談

日時 平成19年2月1日(木)
午前9時30分から午後3時
場所 古座川町中央公民館

確定申告相談

日時 平成19年2月21日(水)
午前9時30分から午後3時
場所 古座川町中央公民館

注意事項

- ① 正午から午後1時までは昼
食時間とさせていただきます
ので、職員によるアドバ
イスは行いません。
- ② 出張相談会場では、山林所
得及び相続税についてのご
相談は行っておりません。
- ③ 混雑の状況により受付終了
時間を早める場合があります
のでご了承ください。
- ④ 申告期限間近になりますと
税務署は大変混雑しますので
、お早めにお済ませくだ
さい。
- ⑤ 確定申告には同封の申告書
様式をお使いください。

問合せ先
新宮税務署 個人課税部門
0735-22-5304

古座川町役場 財政課
0735-72-0180

和歌山地方税回収機構の活動についてのお知らせ

古座川町税収入及び税負担
の公平の確保のために
昨年4月に、処理の難しい
市町村税の滞納整理を専門に
行うために、県内の全市町村
が参加して設立された「和歌
山地方税回収機構」では、徹
底した財産調査及び差し押さ
えなど厳正な滞納処分が行わ
れた結果、4億6千万円の徴
収金が確保(平成18年9月末)
されるなど効果をあげていま
す。

古座川町でも、20万円以上
の滞納額がある案件を目安と
して回収機構への引継ぎを
行っており、今後も積極的に
機構を活用していきます。

機構では、引き継がれた事
案については、更なる財産の
差し押さえや差押不動産の公
売を行うなど、税収の確保及
び税負担の公平の確保に努め
ていきます。

今後とも、納期内納税をお
願います。

平成19年から税源移譲による所得税と住民税の税率が変わります。

税源移譲では、所得税(国
税)と住民税(地方税)の税
率を変えることで、国の税収
が減り、地方の税収が増える
こととなります。税源の移し
替えなので、個人に課税され
る「所得税+住民税」の負担
は基本的に変わりませんが、
定率減税の廃止等により負担
増の影響があります。

和歌山地方税回収機構、税源
移譲についての問合せ先
古座川町役場 財政課

0735-72-0180
国民年金係よりお知らせ

平成19年4月から離婚時の厚
生年金と共済年金の分割制度
が導入されます。

平成19年4月1日以降に離
婚した場合、婚姻期間中の当
事者双方における厚生年金や
共済年金と共済年金の報酬比
例部分を、多い方から少ない
方へ按分割合によって分割す
ることが認められます。按分
割合については、当事者間で
協議し、合意できない場合は
裁判所の決定が必要になりま
す。

また、法律上婚姻関係にな
い事実婚が解消した場合は、
国民年金の第3号被保険者で
あった期間に対する厚生年金
や共済年金の報酬比例部分の
みが、分割の対象となります。
年金分割の請求は、原則とし
て離婚した日の翌日から2年
以内です。ただし、分割した
年金は、当事者が年金の受給
資格期間を満たし、支給開始
年齢に達したときに、受け取
ることが出来ます。

平成18年10月より、離婚時
の分割の内容を協議するのに
必要な情報提供の請求がで
きるようになりました。この請
求は当事者一方だけでも可能
です。一人で請求した場合、
既に婚姻関係を解消している
ときは、当事者双方に情報提
供されます。婚姻関係を解消
していないときは、請求者の
みに情報提供されます。

また情報提供の再請求は、以
前に提供を受けてから3ヶ月
を経過しなければ、請求する
ことは出来ません。
詳しくは、社会保険事務所へ
お問い合わせください。

平成19年4月から遺族厚生年
金が見直されます。

①平成19年4月1日以降に65歳以上の方の、配偶者の死亡による遺族厚生年金と自身の老齢厚生年金との併給調整について、支給方法が変わります。自分自身の老齢厚生年金は全額支給され、従来の制度で支給される額より少ない場合に、その差額が遺族厚生年金から支給されます。

②夫の死亡時に「子」がいないう30歳未満の妻に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります。

③「子」のいない妻には遺族基礎年金が支給されません。現在はこの妻が夫の死亡時35歳以上であれば、40歳から中高齢の寡婦加算が65歳まで支給されています。平成19年4月以降は、夫死亡時40歳以上の妻、という要件に変わります。

※②や③の「子」とは、18歳到達年度末日までか20歳未満で1級・2級の障害にある場合をいいます。

平成19年4月から一定以上の収入のある70歳以上の在職者にも在職老齢年金制度が適用されます。

70歳以上で在職されている方は、60歳代後半の在職老齢年金制度が適用されます。

総報酬月額相当額と老齢厚生年金基本月額の合計額が48万円以下の場合には全額支給されますが、48万円を超えると、超えた額の1/2の額が、老齢厚生年金(報酬比例部分)から支給停止されます。なお、老齢基礎年金と経過的加算額の支給停止はありません。

※70歳以降は厚生年金保険料の負担はありませんが、事業主は報酬及び賞与の届が必要で、

※平成19年4月1日において70歳以上の方には適用され

ません。

平成19年4月から65歳以降の老齢厚生年金の繰り下げ制度が導入されます。

平成12年度の年金制度改正で、60歳代後半の老齢厚生年金に対しても支給調整が行われることに伴って、老齢厚生年金の繰り下げ支給制度が廃止されたところですが、今後高齢者の就労が進んでいくと見込まれるところから、実際に退職した時点から年金を受給することも出来るようになります。

※仕組みについて
老齢厚生年金の受給権がある方で、66歳に達する前に老齢厚生年金の請求をしていなければ、繰り下げを申し出ることが出来ます。繰り下げ受給の年金額は、政令で定める額が加算されます。

ただし、65歳に達したときに老齢給付以外の年金(遺族年金や障害年金)の受給権がある場合や、66歳に達するまでの間に老齢給付以外の年金(遺族年金や障害年金)の受給者になった場合は、繰り下げの申し出はできません。

なお、平成19年4月1日前に老齢厚生年金の受給権が発生している方(原則として昭和17年4月1日以前にお生まれの方)は、対象となりません。

国民年金保険料の強制徴収を実施しています。

国民年金保険料の未納が増加すると、将来無年金者になる方や低額の年金しか受けられない方が多くなり、世代間扶養を基本理念にしている基礎年金制度の根幹を揺るがす重大問題になります。

このような状況を踏まえ、所得と資産がありながらも保険料を滞納しており、度重なる納付督促によっても年金制度に理解が得られず、納付意思がない場合、財産等を差し押さえる強制徴収を実施しています。国民年金は、老後や万が一のときの生活を支える制度です。自主的に納付しましょう。

問合せ先
田辺社会保険事務所
☎0739-24-0435
(年金保険料関係)

☎0739-24-0432
(年金受給関係)

☎0570-05-1165
(年金請求関係)

☎0570-07-1165
(年金受給関係)

☎0735-72-0180
古座川町役場 住民福祉課

浄化槽管理講習会のご案内

浄化槽は保守点検、清掃、法定検査をすることにより初めて適正な維持管理が行えるものです。このため、水質の保全等の観点から浄化槽の維持管理の必要性や仕組みについて、18年度以降合併浄化槽を設置された方及び設置予定の方を対象に、次の日程により講習会を開催いたしますのでご参加ください。

1. 日時
平成19年2月7日(水)
午後1時30分～(約1時間程度)

2. 場所
古座川町役場
第2会議室(3階)

3. 受講対象者
・平成18年4月1日以降に合併浄化槽を設置された方及び今後設置予定の方
・単独浄化槽から合併浄化槽への変更を予定されている方

・浄化槽に係る関係のある方

4. 受講料
無料

5. 問合せ先
新宮保健所 串本支所
☎0735-72-0525
古座川町役場 住民福祉課
☎0735-72-0180

男女平等意識啓発セミナーのお知らせ

日常生活の中で男女の人権を尊重し、男女平等の意識を定着させることは男女共同参画社会の実現にあたり最も重要であると考え、男女平等意識を深めることを目的とし、「男女平等意識啓発セミナー」を開催いたします。

内容 基調講演
テーマ
「はつらつ生きて生きて輝いて」
〜今より少し自由に生きられるための秘策〜

講師 遙 洋子(タレント・作家)
日時・場所
平成19年2月24日(土)
13:30~15:00
那智勝浦町体育文化会館大集会室
☎0735-25-2340
手話通訳、一時保育有り(1歳から小学校2年生まで・事前申込みが必要)
定員 230名(先着順)
申込期間
平成19年2月14日(水)まで
(参加・一時保育とも)
申し込み・問い合わせ先
和歌山県男女共生社会推進センター「りいぶる」啓発課
☎073-435-5245
FAX 073-435-5247
E-mail
e0315012@pref.wakaya.ma.lg.jp

http://wave.pref.wakaya.ma.lg.jp/danjyo/

和歌山県イノシシ保護管理計画に伴うイノシシの猟期延長のお知らせ

狩猟期間は毎年11月15日から翌年2月15日までですが、イノシシによる農作物等への被害が大きいため、イノシシに限り、平成18年度から3年間、狩猟期間を11月15日から翌年3月15日までとします。

狩猟者は、ルールやマナーを守り、一般の方に迷惑をかけるないように、安全な狩猟を心がけてください。
農作業やハイキングなどで野山に出かける皆さんは、目立つ服装をするなどご配慮をお願いします。

また、狩猟は「銃」だけでなく、「網」や「わな」でも行われます。危険な場合がありますので、「わな」などの仕掛けには触れないように注意して下さい。

問合せ先 串本支所
☎0735-72-0525
新宮保健所

遊休農地(耕作放棄地)解消対策事業について

遊休農地を借り受けて耕作した農業者等に対して、補助金が交付されます。

1. 交付対象者
3年以上の耕作活動をおこなう農業者等
2. 対象要件
2年以上耕運されていない耕作放棄地、概ね5畝以上を3年以上借りて耕作すること
3. 補助金単価
(1a(1畝)当たり)
1年目 1万円
2年目 5千円

3年目 2千円

4. 申込期日
平成19年2月末日
申し込み・問合せ先
古座川町役場産業振興課(農業担当)
☎0735-72-0180

郵便局をご利用の皆さまへ

郵便物の配達や貯金・保険の集金等を行っている郵便局の変更についてのお知らせ

平成19年2月19日(月)から集配拠点再編(統合)により西川局で行っていましたが郵便物の配達、取集及び貯金・保険の集金業務を三尾川郵便局で行うこととなりました。なお、三尾川郵便局へ移管する業務は外務事務のみであり、西川郵便局は今までと同様の窓口サービスを行います。また、平成19年10月の民営化への移行に伴い明神郵便局、三尾川郵便局、西川郵便局の窓口取扱時間は平成19年2月19日から次のとおりとなります。

問合せ先
明神郵便局
☎0735-78-0001
三尾川郵便局
☎0735-75-0050
西川郵便局
☎0735-77-0050



窓口取扱時間

Table with columns: 郵便局, 区別, 郵便, 貯金・保険, ATM. Rows include 明神郵便局, 三尾川郵便局, 西川郵便局.

防災一口メモ(9)

家族で防災会議!!
実際に地震が発生したときのことを想定して、避難方法や連絡方法、集合場所などを家族の防災会議で話し合ひましょう。
○地震発生時の役割分担担当者
○高齢者や乳幼児などの保護担当者
○非常持出品の点検・交換
○家の内外の危険箇所と修理・補強方法
○指定された避難場所
○家族が離ればなれになったときの連絡方法と集合場所
○家具の転倒・落下を防ぐ方法
○応急手当の方法
など。